第二章　施設等機関

（環境調査研修所）

第二十四条　（略）

第三章　地方支分部局

（地方環境事務所）

第二十五条　（略）

第四章　原子力規制委員会

第二十六条　（略）

第五章　環境省顧問

第二十七条　（略）

附　則

1・2　（略）

（削る）

（削る）

第二章　施設等機関

（環境調査研修所）

第二十六条　（略）

第三章　地方支分部局

（地方環境事務所）

第二十七条　（略）

第四章　原子力規制委員会

第二十八条　（略）

第五章　環境省顧問

第二十九条　（略）

附　則

1・2　（略）

（水・大気環境局総務課除染渉外広報室の設置期間の特例）

3　水・大気環境局総務課除染渉外広報室は、平成二十九年七月三十一日まで置かれるものとする。

（廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室長に係る特例）

4　平成三十一年三月三十一日までの間、第四条第四項の循環型社会推進室長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（環境省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部改正）

2　環境省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令（平成十二年総理府令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項並びに船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、環境省の所管に属する不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託については、次の職員を指定する。 大臣官房会計課長 環境保健部長 地球環境局長 水・大気環境局長 自然環境局長 環境再生・資源循環局長 総合環境政策統括官 環境調査研修所所長 地方環境事務所長	不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項並びに船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、環境省の所管に属する不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託については、次の職員を指定する。 大臣官房会計課長 廃棄物・リサイクル対策部長 総合環境政策局長 環境保健部長 地球環境局長 水・大気環境局長 自然環境局長 環境調査研修所所長 地方環境事務所長